

常総市観光物産協会マスコットキャラクター「千姫ちやま」使用取扱規程

〈趣旨〉

第1条 この規程は、常総市観光物産協会マスコットキャラクター「千姫ちやま」(以下、「千姫ちやま」という。)を使用することにより、常総市及び常総市観光物産協会のイメージアップを図るとともに、観光資源及び特産品等を広く普及宣伝する場合の取扱に関し、必要な事項を定める。

〈使用承認の申請〉

第2条 千姫ちやまを使用する者は、あらかじめ、千姫ちやま使用承認申請書(様式1号)に必要な書類を付して、常総市観光物産協会会長(以下、「観光物産協会会長」という。)に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 常総市及び観光物産協会が使用するとき。
- (2) 常総市内の教育機関等が教育の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道及び教育の目的で使用するとき。
- (4) その他、観光物産協会会長が適当と認めたとき。

〈使用の承認〉

第3条 観光物産協会会長は、前条の規定による申請があったとき、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、千姫ちやまの使用を承認しない。

- (1) 常総市及び常総市観光物産協会の品位を傷つけ、または傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 常総市及び常総市観光物産協会の正しい理解の妨げになる、または妨げになるおそれのあるとき。
- (3) 千姫ちやまに対し、適切な対応をしない、またはしないおそれがあるとき。
- (4) 法令または公序良俗に反し、または反するおそれのあるとき。
- (5) 特定の個人、団体、政党または宗教団体を支援し、または公認しているような誤解を与え、または与えるおそれのあるとき。
- (6) その他、観光物産協会会長が派遣を不適当と認めたとき。

2 千姫ちやまの使用の承認は、千姫ちやま使用承認書(様式2-1号)をもって行う。

〈使用料〉

第4条 第2条(1)～(4)に該当する使用に関しては、無料とする。

2 観光資源及び特産品等を広く普及宣伝する目的に使用する場合は、無料とする。

3 商品等の広告宣伝、あるいはそのパッケージのデザイン、または商品そのものとして使用する場合は、別表に定める。

4 観光物産協会会長が、特に必要と認めるときはこれを減免できる。

〈使用上の遵守事項〉

第5条 千姫ちやまを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容により使用し、観光物産協会会長の指示する条件に従うこと。
- (2) 承認を受けた者は、これを譲渡し、または転借しないこと。
- (3) 定められた色、形等を正しく使用し、デザイン(色、形、字体など)を改変しないこと。
- (4) 原則として、物品等には「千姫ちやま@常総市」との表記を付すること。
- (5) 承認にかかる物品等の完成品は、速やかにその提出を行うこと。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができる。

〈承認内容の変更の申請〉

第6条 千姫ちやまの使用承認を受けた者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ、千姫ちやま使用承認変更申請書(様式3号)を観光物産協会会長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、千姫ちやま使用変更承認書(様式2-2号)をもって行う。

3 変更申請の承認後においても、前条を遵守しなければならない。

〈承認の取り消し〉

第7条 観光物産協会会長は、千姫ちやまの使用がこの規程及び承認の内容に違反していると認められるときは、該当する使用承認を取り消すことができる。

2 前項の承認の取り消しは、千姫ちやま使用承認取消書(様式第4号)をもって行う。

〈責任の制限〉

第8条 前条の規定により、千姫ちやまの使用承認を取り消した場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、観光物産協会会長はその責めを負わない。

- 2 千姫ちゃまの使用承認を受けた者が、千姫ちゃまの使用によって、第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、観光物産協会長は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

〈補則〉

第9条 この規程に定めるもののほか、千姫ちゃまの取扱について必要な事項は、観光物産協会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月15日より施行する。